

上ノ国町漁業集落排水事業経営戦略

団 体 名 : 上ノ国町

事 業 名 : 漁業集落排水事業

策 定 日 : 平成 29 年 3 月

計 画 期 間 : 平成 28 年度 ~ 平成 37 年度

1. 事業概要

(1) 事業の現況

① 施設

供用開始年度 (供用開始後年数)	平成15年度 (14年)	法適(全部適用・一部適用) 非適の区分	非適用
処理区域内人口密度	37(人/ha)	流域下水道等への 接続の有無	無
処理区数	1処理区(汐吹地区)		
処理場数	1箇所(汐吹地区漁業集落排水処理施設)		
広域化・共同化・最適化 実施状況*1	無		

*1 「広域化」とは、一部事務組合による事業実施等の他の自治体との事業統合、流域下水道への接続を指す。

「共同化」とは、複数の自治体で共同して使用する施設の建設(定住自立圏構想や連携中枢都市圏に基づくものを含む)、広域化・共同化を推進するための計画に基づき実施する施設の整備(総務副大臣通知)、事務の一部を共同して管理・執行する場合(料金徴収等の事務の一部を一部事務組合によって実施する場合等)を指す。

「最適化」とは、①他の事業との統廃合、②公共下水・集排、浄化槽等の各種処理施設の中から、地理的・社会的条件に応じて最適なものを選択すること(処理区の統廃合を含む。)、③施設の統廃合(処理区の統廃合を伴わない。)を指す。

② 使用料

一般家庭用使用料体系の 概 要 ・ 考 え 方	基本使用料 8㎡まで:1,800円 超過使用料 9～30㎡:1㎡につき180円 30㎡以上:1㎡につき200円 ※税抜き金額						
業 務 用 使 用 料 体 系 の 概 要 ・ 考 え 方	基本使用料 8㎡まで:1,800円 超過使用料 9～30㎡:1㎡につき180円 30㎡以上:1㎡につき200円 ※税抜き金額						
そ の 他 の 使 用 料 体 系 の 概 要 ・ 考 え 方	基本使用料 8㎡まで:1,800円 超過使用料 9～30㎡:1㎡につき180円 30㎡以上:1㎡につき200円 ※税抜き金額						
条 例 上 の 使 用 料 *2 (2 0 ㎡ あ た り) ※ 過 去 3 年 度 分 を 記 載	平成25年度	4,158	円	実 質 的 な 使 用 料 *3 (2 0 ㎡ あ た り) ※ 過 去 3 年 度 分 を 記 載	平成25年度	4,576	円
	平成26年度	4,276	円		平成26年度	4,688	円
	平成27年度	4,276	円		平成27年度	4,678	円

*2 条例上の使用料とは、一般家庭における20㎡あたりの使用料をいう。

*3 実質的な使用料とは、料金収入の合計を有収水量の合計で除した値に20㎡を乗じたもの(家庭用のみでなく業務用を含む)をいう。

③ 組 織

職 員 数	平成28年度現在、漁業集落排水事業に従事している職員は1名であり、下水道事業、特定地域生活排水処理事業を兼務している。
事 業 運 営 組 織	平成19年6月1日付けで、施設課上下水道グループとして統合した。

(2) 民 間 活 力 の 活 用 等

民 間 活 用 の 状 況	ア 民間委託 (包括的民間委託を含む)	処理場の運転管理
	イ 指定管理者制度	該当なし
	ウ PPP・PFI	該当なし
資 産 活 用 の 状 況	ア エネルギー利用 (下水熱・下水汚泥・発電等) *4	該当なし
	イ 土地・施設等利用 (未利用土地・施設の活用等) *5	該当なし

*4 「エネルギー利用」とは、下水汚泥・下水熱等、下水道事業の実施に伴い生じる資源(資産を含む)を用いた収入増につながる取組を指す。

*5 「土地・施設等利用」とは、土地・建物等、下水道事業の実施に不可欠な資産を用いた、収入増につながる取組を指す(単純な売却は除く)。

(3) 経 営 比 較 分 析 表 を 活 用 し た 現 状 分 析

※直近の経営比較分析表(「公営企業に係る「経営比較分析表」の策定及び公表について」(公営企業三課室長通知))による経営比較分析表を添付すること。

平成27年度決算「経営比較分析表」を添付する。
この経営比較分析表では、事業経営の現状および課題を経年比較や他の類型団体との比較、複数の指標を組み合わせた分析を行うことで、今後の見通しや課題への対応を的確かつ簡明に把握することができる。

2. 経営の基本方針

○適正な維持管理と効率的な運営を行う。

本町では5kmの下水道管路ストックがあり、施設の老朽化による道路陥没事故防止に向け、定期的に点検・調査を行うものである。また、限られた予算でこれらの維持管理を行うため、重要度の高い施設を優先的に調査し事故の防止に努めるものである。

○財源確保のため、コスト削減を徹底し、収納率の向上に努める。

施設の維持管理や改築更新を計画的に行う上で事業費の確保が重要であり、民間活用を視野に維持管理費の削減を目指す。また、住民に対する啓蒙活動を定期的に行うことで収納率の向上を目指す。

※現在、下水道使用料で維持管理費を賄っていない状況であり、今後、施設・設備の更新も必要となっていくことから、使用料の適正化(料金改定等)の検討が必要が見込まれる。

○整備した下水道施設の役割を最大限に発揮させるため、引き続き下水道加入促進を図り、水洗化率の向上に努める。

収納率同様、住民に対する啓蒙活動を継続的にを行い下水道の加入促進、水洗化向上を図る。

○災害発生時における危機管理体制の強化、及び下水道施設の機能維持・早期復旧に努める。

地域防災計画に基づき下水道BCP策定し、発災後の対応並びに早期復旧の方針を定めることとする。

3. 投資・財政計画(収支計画)

(1) 投資・財政計画(収支計画)：別紙のとおり

※赤字がある場合には(3)において、その解消方法が示されていることが必要

(2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

① 収支計画のうち投資についての説明

○マンホールポンプ、処理場施設は計画期間内(今後10年間)に機械・電気設備の改築需要が見込まれることから、投資可能額を考慮して事業費として見込むこととする。

○ストックマネジメント計画の策定により、計画的で効率的な更新・長寿命化を図る。なお、漁業集落排水事業に関するストックマネジメント計画は平成29年度に策定予定である。

② 収支計画のうち財源についての説明

○財源の目標に関する事項

一般会計からの繰入を極力減らすため、確実な使用料収納を図っていく。

○使用料収入の見通し

人口減少の中で使用料収入を確保するため、収納率の向上および水洗化の促進を図ることにより、減収にならないよう計画した。年度別の有収水量予測に平成27年度の使用料単価平均を乗じて計上する。

○繰入金に関する事項

収支ギャップを解消するよう補填を行うものとして計上するため、他会計繰入金を基準外も含めて繰り入れることとする。

○国庫補助金に関する事項

新規整備の計画はないが、老朽化施設・設備の改築・更新分として、補助事業の充当率を考慮した。

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

○職員給与費に関する事項

職員給与費は必要最小限の支出にとどめており、これ以上の職員削減は困難なため、現在の職員数は変更せずに、今後も現状維持で進めていく予定とした。

○委託費に関する事項

委託費は必要最小限の支出にとどめており、今後も現状維持で進めていく予定とした。

○需用費に関する事項

需用費(動力費、薬品費、修繕費含む)は、流入水量に依存して変動が予想されることから、流入水量に比例して増減を予測した。

(3) 投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

(1)において、純損益(法適用)又は実質収支(法非適用)が計画期間の最終年度で黒字とならず、赤字が発生している場合には、赤字の解消に向けた取組の方向性、検討体制・スケジュールや必要に応じて経費回収率等の指標に係る目標値を記載すること。

* (1)において黒字の場合においても、投資・財政計画(収支計画)に反映することができなかった検討中の取組や今後検討予定の取組について、その内容等を記載すること。

① 今後の投資についての考え方・検討状況

* 処理区ごとに考え方が異なる場合は、処理区ごとに記載すること

広域化・共同化・最適化に関する事項	予定なし
投資の平準化に関する事項	平成29年度よりストックマネジメント計画を策定予定
民間活力の活用に関する事項 (PPP/PFIなど)	予定なし
その他の取組	なし

② 今後の財源についての考え方・検討状況

使用料の見直しに関する事項	人口減少による料金収入の減少が継続的に見込まれるため、維持管理費の削減および使用料の適正化の検討の必要性が見込まれる。しかしながら、本町における使用料単価は類型団体および全国平均に比べて高い水準であることから、当面は基準外繰入を含めた他会計繰入金により、収支ギャップの解消を図る。
資産活用による収入増加の取組について	予定なし
その他の取組	国の補助事業活用や交付税措置など起債発行可能な財源確保を行っていく。

③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況

民間活力の活用に関する事項 (包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFIなど)	予定なし
職員給与費に関する事項	現状維持を目指す。
動力費に関する事項	現状維持を目指す。
薬品費に関する事項	現状維持を目指す。
修繕費に関する事項	現状維持を目指すため、効率的な設備更新を実施する。
委託費に関する事項	委託業務について、さらなる効率化・統合を図り、経費の削減を目指す。
その他の取組	水洗化促進、収納率向上等の財源確保につながる経費について費用対効果を検証しつつ、効率的に取り組んでいく。

4. 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項

経営戦略の事後検証、更新等に関する事項	経営戦略は、5年程度に1度見直しをかけることで、効率的な事業となるよう計画を立案する。
---------------------	---

経営比較分析表

北海道 上ノ国町

業務名	業種名	事業名	類似団体区分	
法非適用	下水道事業	漁業集落排水	H3	
資金不足比率(%)	自己資本構成比率(%)	普及率(%)	有収率(%)	1か月20m ³ 当たり家庭料金(円)
-	該当数値なし	14.95	109.04	4,276

人口(人)	面積(km ²)	人口密度(人/km ²)
5,297	547.71	9.67
処理区域内人口(人)	処理区域面積(km ²)	処理区域内人口密度(人/km ²)
783	0.21	3,728.57

グラフ凡例

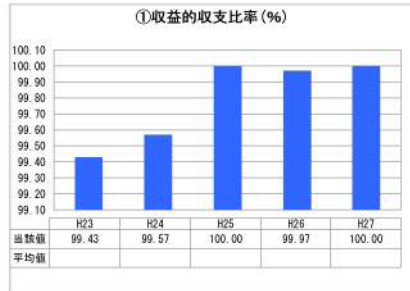
- 当該団体値（当該値）
- 類似団体平均値（平均値）
- 【】 平成27年度全国平均

分析欄

1. 経営の健全性・効率性について

単年度収支が赤字となっているため、維持管理経費等の費用を抑える必要がある。
また、水洗化率が4割程度と低いため、さらなる加入促進を図る必要がある。

1. 経営の健全性・効率性



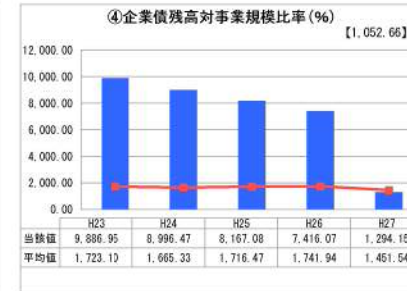
「単年度の収支」



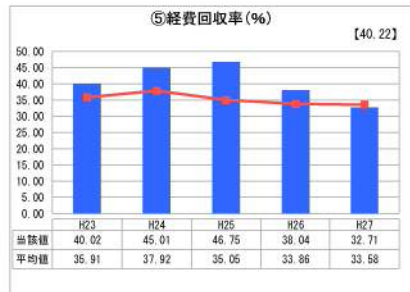
「累積欠損」



「支払能力」



「債務残高」



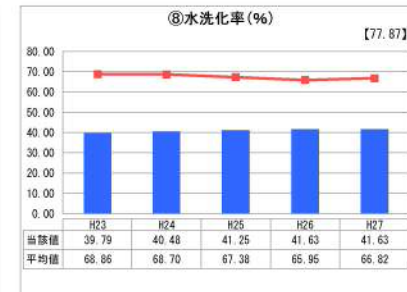
「料金水準の適切性」



「費用の効率性」



「施設の効率性」



「使用料対象の捕捉」

2. 老朽化の状況



「施設全体の減価償却の状況」



「管渠の経年化の状況」



「管渠の更新投資・老朽化対策の実施状況」

全体総括

水洗化率を上げ、料金収入を増大させ、経営の安定化を図る必要がある。

※ 法適用企業と類似団体区分が同じため、収益的収支比率の類似団体平均等を表示していません。

※ 平成23年度から平成25年度における各指標の類似団体平均値は、当時の事業数を基に算出していますが、企業債残高対事業規模比率及び管渠改善率については、平成26年度の事業数を基に類似団体平均値を算出しています。

投資・財政計画(漁業集落排水事業)

(単位:千円, %)

		年 度	H26 (決 算)	H27 (決 算)	H28 本年度	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37
区 分														
収 益 的 収 入	収 益 的 収 入	1 総 収 益 (A)	64,108	53,231	47,458	46,704	47,337	47,072	46,804	46,605	46,423	46,408	46,779	47,164
		(1) 営 業 収 益 (B)	5,514	5,517	4,931	4,823	4,734	4,626	4,518	4,429	4,339	4,249	4,142	4,052
		ア 料 金 収 入	5,513	5,517	4,931	4,823	4,734	4,626	4,518	4,429	4,339	4,249	4,142	4,052
		イ 受 託 工 事 収 益 (C)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		ウ そ の 他	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		(2) 営 業 外 収 益	58,594	47,714	42,527	41,881	42,603	42,446	42,286	42,176	42,084	42,159	42,637	43,112
		ア 他 会 計 繰 入 金	37,470	30,599	25,412	24,766	25,488	25,331	25,171	25,061	24,969	25,044	25,522	25,997
		イ そ の 他	21,124	17,115	17,115	17,115	17,115	17,115	17,115	17,115	17,115	17,115	17,115	17,115
	収 益 的 支 出	2 総 費 用 (D)	21,228	23,136	22,435	21,759	21,104	20,489	19,885	19,306	18,756	18,234	17,740	17,271
		(1) 営 業 費 用	14,492	16,867	16,561	16,231	15,901	15,574	15,263	14,983	14,737	14,528	14,351	14,208
		ア 職 員 給 与 費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		イ そ の 他	14,492	16,867	16,561	16,231	15,901	15,574	15,263	14,983	14,737	14,528	14,351	14,208
		(2) 営 業 外 費 用	6,736	6,269	5,874	5,528	5,203	4,915	4,622	4,323	4,019	3,706	3,389	3,063
		ア 支 払 利 息	6,736	6,269	5,874	5,528	5,203	4,915	4,622	4,323	4,019	3,706	3,389	3,063
		イ そ の 他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		3 収 支 差 引 (A)-(D) (E)	42,880	30,095	25,023	24,945	26,233	26,583	26,919	27,299	27,667	28,174	29,039	29,893
資 本 的 収 入	資 本 的 収 入	1 資 本 的 収 入 (F)	19	0	0	9,569	28,625	28,625	28,644	28,625	28,625	28,644	28,625	28,625
		(1) 地 方 債	0	0	0	4,050	12,375	12,375	12,375	12,375	12,375	12,375	12,375	12,375
		うち 資 本 費 平 準 化 債	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		(2) 他 会 計 補 助 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		(3) 他 会 計 借 入 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		(4) 固 定 資 産 売 却 代 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		(5) 国 (都 道 府 県) 補 助 金	0	0	0	5,500	16,250	16,250	16,250	16,250	16,250	16,250	16,250	16,250
		(6) 工 事 負 担 金	19	0	0	19	0	0	19	0	0	19	0	0
		(7) そ の 他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	資 本 的 支 出	2 資 本 的 支 出 (G)	42,899	30,095	25,023	34,514	54,858	55,208	55,563	55,924	56,292	56,818	57,664	58,518
		(1) 建 設 改 良 費	0	0	0	10,000	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000
		うち 職 員 給 与 費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		(2) 地 方 債 償 還 金 (H)	42,899	30,095	25,023	24,514	24,858	25,208	25,563	25,924	26,292	26,818	27,664	28,518
		(3) 他 会 計 長 期 借 入 金 返 還 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		(4) 他 会 計 へ の 繰 出 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		(5) そ の 他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		3 収 支 差 引 (F)-(G) (I)	△ 42,880	△ 30,095	△ 25,023	△ 24,945	△ 26,233	△ 26,583	△ 26,919	△ 27,299	△ 27,667	△ 28,174	△ 29,039	△ 29,893
収 支 再 差 引 (E)+(I) (J)		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	

投資・財政計画(漁業集落排水事業)

(単位:千円, %)

積立金 (K)													
前年度からの繰越金 (L)													
前年度繰上充用金 (M)													
形式収支 (J)-(K)+(L)-(M) (N)													
翌年度へ繰り越すべき財源 (O)													
実質収支黒字 (P)													
(N)-(O) 赤字 (Q)													
赤字比率 ($\frac{(Q)}{(B)-(C)} \times 100$)													
収益的収支比率 ($\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100$)	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
地方財政法施行令第16条第1項により算定した資金の不足額 (R)													
営業収益－受託工事収益 (B)-(C) (S)	5,514	5,517	4,931	4,823	4,734	4,626	4,518	4,429	4,339	4,249	4,142	4,052	
地方財政法による資金不足の比率 ((R)/(S)×100)													
健全化法施行令第16条により算定した資金の不足額 (T)													
健全化法施行規則第6条に規定する解消可能資金不足額 (U)													
健全化法施行令第17条により算定した事業の規模 (V)													
健全化法第22条により算定した資金不足比率 ((T)/(V)×100)													
他会計借入金残高 (W)													
地方債残高 (X)	451,821	421,726	396,703	376,239	363,756	350,923	337,735	324,186	310,269	295,826	280,537	264,394	

○他会計繰入金

(単位:千円)

区 分	年 度	前々年度 (決算)	前年度 決算 見込	本年度	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37
収益的収支分		37,470	30,599	25,412	24,766	25,488	25,331	25,171	25,061	24,969	25,044	25,522	25,997
	うち基準内繰入金	28,657	6,269	15,418	15,026	15,464	15,368	15,271	15,205	15,149	15,194	15,484	15,773
	うち基準外繰入金	8,813	24,330	9,994	9,740	10,024	9,963	9,900	9,856	9,820	9,850	10,038	10,224
資本的収支分		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	うち基準内繰入金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	うち基準外繰入金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合 計		37,470	30,599	25,412	24,766	25,488	25,331	25,171	25,061	24,969	25,044	25,522	25,997